

市第7号議案

横浜市立学校条例の一部改正

横浜市立学校条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年5月22日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市立学校条例の一部を改正する条例

横浜市立学校条例（昭和39年3月横浜市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

横浜市立大豆戸小学校	を
横浜市立大豆戸小学校	に改める。
横浜市立箕輪小学校	

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

横浜市立箕輪小学校を設置するため、横浜市立学校条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市立学校条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

別表（第3条）

1 小学校

名 称	位 置
(省 略)	(省 略)
(省 略)	横浜市港北区
横浜市立大豆戸小学校	
横浜市立箕輪小学校	
(省 略)	(省 略)
(省 略)	(省 略)